

岐阜市休日部活動地域移行推進計画

ぎふ魅力づくり推進部
岐阜市教育委員会

令和5年6月 改訂
令和5年3月 策定

目 次

はじめに	1
第1章 本市の中学校部活動の現状	3
1 活動状況	
2 問題点	
第2章 地域における地域クラブ活動の在り方とその構築	6
1 地域における地域クラブ活動の在り方	
2 地域における地域クラブ活動構築に必要な対応とスケジュール	
第3章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保の方策	10
1 想定される各施設	
2 学校施設の利用・管理の在り方	
第4章 指導者の確保・育成	11
1 社会人指導者人材バンクの構築	
2 指導者養成	
3 指導者への謝金	
第5章 大会の在り方	12
1 令和5年度の状況	
第6章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方	12
1 会費について	
2 保険について	
第7章 地域移行が進められている間の学校部活動及び 地域クラブ活動等の在り方	13
1 活動できる日数や時間	
第8章 休日の部活動の地域移行の達成時期の目途について ...	13
終わりに	14

はじめに

部活動の意義と課題

【部活動とは】

部活動は、生徒の多様な学びの場として、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図ること、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することなど、多様な学びの場として、教育的意義が大きいことから学校の教育活動の一環として計画、実施されているものである。

【意義】

学校教育活動の一環として行われる部活動は、スポーツあるいは文化芸術・科学に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録、作品制作や演奏表現等に取り組む中で、下記のような意義や効果をもたらすと考えられる。

- ・ スポーツや文化芸術の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術に関わっていく資質や能力を育てる。
- ・ 体力の向上や健康の増進、自己表現方法の獲得による自己肯定感の高まりにつながる。
- ・ 保健体育や音楽、美術等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように部活動は、学校の教育課程での各取組と共に、学校教育が目指す

生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

【課題】

部活動は、長年にわたり中学校等において設置・運営され、多くの生徒が参加してきたことから、中学校等における教育活動として重要な要素となってきた。また、指導に熱心な教職員や支援に力を入れてきた保護者、自ら運動部活動を体験してきた学生や社会人などの間においても、その在り方については関心が高く、部活動改革は、これまでも様々な課題が指摘され、改革も図られてきたが、抜本的な見直しには至らずにいる。

しかし、現在、多くの地域において、少子化の進展により学校の部活動は持続可能ではないという危機感が共有されてきている。また、社会全体で働き方改革が進められている中、学校の働き方改革を進めていかなければならないという機運も醸成されている。

また、教職員の中には、経験の無い部活動を担当しなければならない現状や、自身が中学生の時、部活動に在籍したことの無い教職員がいるなど、部活動顧問となる教職員の状況は多様である。

よって、部活動のスポーツ及び文化芸術の種目に関わる専門的な指導は、教職員に頼ることが難しくなっており、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となることが効果的である場合も考えられる。その場合、指導者の確保が課題となり、各種スポーツ団体及び文化芸術団体との連携や、地域のスポーツ少年団の指導者及び公民館講座等の講師といった方との協働を考える必要がある。

第1章 本市の中学校部活動の現状

1 活動状況

① 中学校数及び生徒数

市内中学校は23校あり、そのうち部活動(運動系及び文科系)を設置している学校は22校であり、令和5年5月1日現在で生徒数は9,848名である。

岐阜市の生徒数の現状も、全国的な傾向と変わらず、減少傾向(右図参照)にあることから従来の部活動数の維持が困難となってきた。少子化の進展により、野球やサッカー、バレーボール、バスケットボールなど集団種



目を中心に、一つの学校の部員数では、試合への出場選手数を満たせないため、他校との合同部活動としたり、部員数の減少に伴う廃部や休部によって生徒の選択肢が狭まったりするなど、様々な課題が生じてきている。

② 部活動数、加入者数及び加入率

また、令和4年度市内中学校に設置されている部活動数は、運動系と文科系を合わせて276部活動であり、部活動加入者数は7,467名。加入率は、76.2%である。その中で、休日に活動している部活動は252部活動(保護者クラブでのみ実施の部活動を含む)であり、おおよそ9割の部活動が休日に活動している。



部活動加入率を推移で見ると低下傾向にあり、県平均88.1%や岐阜地区平均81.3%と比較しても低い現状にある。

年々、生徒数及び加入率は減少傾向であるが、部活動設置数については、平

成 29 年度は 281 部活で、令和 4 年度は 277 部活と大きく設置数は変わらず、多くの部活動が休日に活動しているため、教職員の多くが休日の部活動指導に携わっている状況である。

今後、少子化傾向が進むとともに加入率が減少していくと、現状の部活動数の維持は難しく、野球やサッカー、バレーボール、バスケットボールといった集団種目は、いくつかの学校で休部や廃部となる可能性が高いと考えられる。

③ 令和 4 年度の休日の活動実態

令和 4 年度は、「岐阜市中学校部活動指針（岐阜市教育委員会・岐阜市中学校長会）」により、休日に活動する場合は、土曜日か日曜日のいずれかを休養日とし、1 日で 3 時間程度と規定されており、学校部活動は規定内で実施している。

岐阜市中学校部活動指針(岐阜市教育委員会・岐阜市中学校長会)から抜粋

- ・ 原則として、月曜日から金曜日までとする。ただし、平日に 1 日以上
の休養日を設ける。特に日曜日に開催される大会に参加した場合は、週
明けに必ず休養日を設ける。
- ・ 休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とし、休日のど
ちらか 1 日を含め、1 週間のうち 2 日以上
の休養日を設ける。
- ・ 土曜日・日曜日等に活動する場合には、3 時間程度（月 20 時間以内）
で活動を終えるようにし、練習試合、合同練習等の場合も終日に渡らな
いようにする。

令和 4 年度、休日に活動している部活動及び保護者クラブには、4 つの活動形態がある。①学校部活動で部活動顧問のみが指導している形態。②学校部活動で部活動顧問と社会人指導者が指導している形態。③保護者クラブで社会人指導者のみが指導している形態。④総合型地域スポーツクラブで社会人指導者が指導し、地域が運営している形態。以上の 4 つの活動形態について、それぞれの現状を次に示す。

【①学校部活動（部活動顧問のみが指導）】

部活動数は、67あり、部活動顧問(教職員)126名が指導に当たっている。主に土曜日を中心に活動している。

【②学校部活動（部活動顧問と社会人指導者が指導）】

部活動数は、120あり、部活動顧問と共に社会人指導者が指導に当たっている。部活動顧問240名と社会人指導者147名が活動している。学校部活動としては社会人指導者の単独指導はできない。

【③保護者クラブ】

クラブ数は、65あり、社会人指導者79名が指導に当たっている。日曜日を中心に活動しており、保護者が運営している。学校管理（岐阜市中学校部活動指針）外であるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮して活動している。

【④総合型地域スポーツクラブ】

クラブ数は、3つの総合型地域スポーツクラブ内に47クラブがあり、地域の指導者が中心となって運営及び指導を行っている。学校管理（岐阜市中学校部活動指針）外であるが、学校の行事に合わせ休みとするなど、学校と連携して活動している。

2 問題点

上記の現状における問題点は、次のとおりである。

- ・十分に専門的な指導ができない教職員が指導している部活動がある。さらに、社会人指導者は単独で指導することができないことから、その教職員が部活動に携わっている。
- ・少子化や部活動加入率の低下により、現状の部活動数や種目が維持できない学校がある。
- ・保護者クラブ及び総合型地域スポーツクラブの指導者は、ボランティアで指導しており、継続的な指導に繋ぎにくいいため指導者の確保に難がある。

第2章 地域における地域クラブ活動の在り方とその構築

1 地域における地域クラブ活動の在り方

【国が示す方向性】

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）」、「文化部活動の地域移行に関する検討会提言（令和4年8月9日）」及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」には、以下のように示されている。

休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられる。地域移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。また地域移行完了時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末までを改革推進期間として、段階的な地域移行を進めながら、令和8年度以降の持続的に取り組むことが可能な体制を整備する。

国はこの提言を受け、中学校教育活動における部活動の今後の在り方について、提言の内容に沿った休日の部活動から段階的に地域移行を実施するという方向性を示した。

【岐阜県が目指す姿】

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」は、岐阜県において令和7年度末までにすべての学校部活動の休日の活動を新たな地域クラブへと移行することを目標とした。新たな地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うことから、学校との連携を図るとともに、県のガイドラインを遵守し、適切に活動を行う。地域移行では、既存の団体等を活用して地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すとした。

【岐阜市が目指すべき姿】

上記の国や県の方向性を踏まえ、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。そのために、学校だけで実施していた活動を、学校と地域が一体となった活動に変えていく。

ただし、部活動の教育的意義や役割については地域単位の活動においても継承・発展させる必要があるため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動への移行を進めていく(保護者クラブや総合型地域スポーツクラブ等)。

改革推進期間である令和5年度から7年度までの3年間に於いて、全ての休日部活動を学校から保護者クラブ等へと移行を進めることを目標とする。

ただし、総合型地域スポーツクラブがある3つの地域(精華、日野・長森、三輪)の休日部活動は、種目によっては総合型地域スポーツクラブへと移行する。

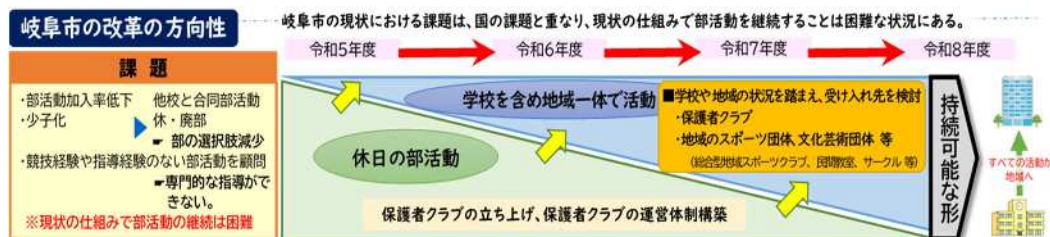
そのため、令和4年度には、岐阜市中学校部活動指針を改定、保護者クラブにおける社会人指導者の単独指導を認め、地域で指導に当たる指導者(総合型地域スポーツクラブを含む)への謝金支払いの仕組みを整備したところである。

令和5年度から、ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課内に、部活動地域移行推進係を設置し、教育委員会や学校と連携して、休日の部活動を地域クラブ活動に移行していく。

まず改革推進期間においては、休日の部活動は社会人指導者が指導することを進め、人材バンクの整備により社会人指導者を確保していく。

次の段階として、改革推進期間後に、保護者クラブと地域のスポーツ少年団や文化サークル活動、スポーツクラブといった民間団体への統合を進めるとともに、活動地域の整理・統合も行い他地域との合同による持続可能な運営体制を構築することを目指す。

以上の取組の推進により持続可能な運営体制を構築し、地域における地域クラブ活動としての「岐阜市が目指すべき姿」とする。



2 地域における地域クラブ活動構築に必要な対応とスケジュール

改革推進期間（令和5年度から令和7年度まで）においては、段階的に地域移行するため、休日の活動を学校部活動として実施する部が存在する。

部活動に関する年間のスケジュールは、

- ・4～5月 新入生が入学し5月頃を目途に部活動に加入
- ・6～7月 中学校総合体育大会市大会開催
- ・8～9月 中学校総合体育大会地区大会、県大会、東海大会、全国大会
3年生が部活動を引退し、新体制発足
- ・9～3月 1、2年生で構成される新体制で活動

となっている。そのため移行の機会は、9月の新体制発足時に行う。

これら年間スケジュールを踏まえたうえで、休日部活動の各年度の地域移行に必要な対応とスケジュールを示す。

【移行に際して検討が必要な対応事項】（運）…運動系，（文）…文化・科学系

検討項目	現在	移行後の姿	必要な対応事項
活動団体単位	各中学校	(運)学校単位又は合同地区で種目ごと	(運)合同地区の調整
		(文)岐阜市全体又は合同地区で種目ごと	(文)種目の主たる実施地区の決定
運営主体	各中学校	(運)各合同地区・民間事業者 (文)文化芸術団体・民間事業者	運営主体となる団体等の整備
指導者	部活動顧問 社会人指導者	社会人指導者 ・地域の方・民間団体 ・文化芸術団体 等	指導者バンクの整備 指導者の資格要件整備 指導者の研修
事務手続き	部活動顧問 (教員)	・各中学校職員 ・各団体のコーディネーター	学校の体制構築 コーディネーターの配置
報酬	(教員)給与手当 (社会人指導者)謝金 謝金か無償	(社会人指導者)謝金	報酬(謝金)の確保 ・受益者負担額調整
大会出場資格	(中体連) 中学校所属 (協会大会) 協会所属	(協会大会)協会所属	中体連との連携
活動場所	各中学校の施設	(運)小中学校施設 (文)中学校施設・公民館・コミュニティセンター	各学校施設の利用 方法の調整 ・日程調整・鍵管理
必要な用具・備品	各中学校	各中学校の用具・備品を借用	用具調達の規約 備品借用の規約 管理・保全
運営経費	受益者負担	受益者負担・市補助金	受益者負担額調整

【移行のスケジュール】

[令和 5 年度] □学校や保護者会が行うこと ■行政が行うこと

- 令和 5 年度の始めから、休日の活動を保護者クラブで実施する部がある一方、社会人指導者を確保できない部は、休日の活動を部活動として部活動顧問のみで指導する。保護者会を中心として、指導者の確保に努め社会人指導者による指導の開始を目指す。
- 休日の活動を保護者クラブで実施している部は、8 月末までに、9 月からの新体制における保護者代表に、休日の活動は保護者クラブでの活動を継続することについて承諾を得る。
- 各種事務手続き、大会出場申請書類の作成に学校が協力する体制を構築
- 教育委員会と連携して部活動地域移行推進係が関係者間の連絡・調整などを行うコーディネーター的な役割を担う。
- 各種団体、スポーツ協会、学校、大学、民間企業等と連携し、指導者の人材バンクの構築を進める。
- 岐阜市立中学校における部活動の地域移行に関する懇談会を開催し、地域クラブ活動における課題解決策等について、意見交換をする。

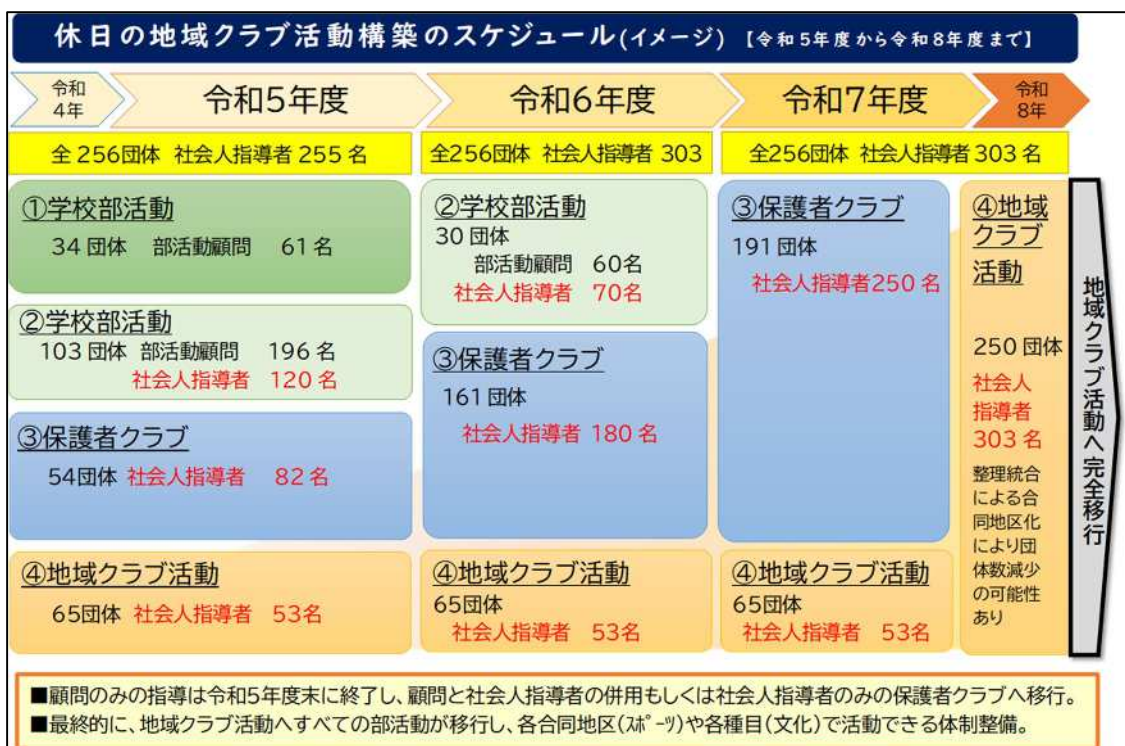
[令和 6 年度]

- 令和 6 年度のスタートから、休日の活動を新たに保護者クラブで実施する部がある一方、部活動として部活動顧問のみで指導する部がまだ残っている。保護者クラブへの移行に向け、人材バンクを活用して指導者を確保し、新体制からは、社会人指導者による指導の開始を目指す。
- 保護者クラブが実施主体になりえない部においては、部活動地域移行推進係が中心となって新たな移行先(スポーツ少年団等への移行等)も視野に入れて検討する。
- 岐阜市立中学校における部活動の地域移行に関する懇談会を開催し、次の段階として検討する地域クラブ活動への移行に必要な条件等の検討を進める。

[令和 7 年度]

- 岐阜市立中学校における部活動の地域移行に関する懇談会では、保護者クラブの地域クラブ活動への整理・統合の方法について検討し、次年度の地域

クラブ活動の運営開始の準備を進める。



第3章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保の方策

1 想定される各施設

運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用することが想定される。文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、公民館、コミュニティーセンター、生涯学習センター、その他文化施設を使用することが想定される。

2 学校施設の利用・管理の在り方

活動場所については、各地域クラブ活動が手配する。小・中学校の施設を利用する場合、「岐阜市立学校等体育施設開放使用申請書」を提出し、許可を得て使用する。なお、音楽室、美術室等を使用する場合、他の教室に入ることがないように用具保管のための倉庫の設置やスマートロックの設置に伴う扉の改修等を行う。また、施設設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、指導者が活動状況を

常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

第4章 指導者の確保・育成

1 社会人指導者人材バンクの構築

令和4年度までは、保護者クラブの社会人指導者を保護者が探して確保している。また、社会人指導者を確保することができない保護者クラブは、保護者の中の種目経験者が指導している状況もある。

令和5年度以降は、これまでに社会人指導者として指導に当たっていた方々を「岐阜市地域クラブ活動社会人指導者人材バンク」(以下、人材バンク)としてデータベース化する。また、岐阜県が整備する人材バンクと連携するとともに教職系の大学生やスポーツクラブ、民間団体にも連携協力を依頼し、人材バンクへの社会人指導者の登録を進める。

そして、社会人指導者を確保できない保護者クラブの要請に応じて、社会人指導者を派遣していく。

2 指導者養成

上記のように、人材確保を進めつつ、人材バンクに登録している社会人指導者の研修を行い、資質向上の取組を進める。

研修の内容は、参加者の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの根絶といった指導者としての素養に関わるものとする。

当面は、岐阜県教育委員会と(公財)岐阜県スポーツ協会が主催する「地域部活動指導者育成研修会」への参加を促す。令和6年度を目途に、岐阜市独自の研修制度を構築し、研修を受講することで指導者ライセンスを発行する。指導者ライセンスを保持している方を、人材バンクへと登録する制度として運用することで適切な指導者の確保に努める。

3 指導者への謝金

部活動指導員の謝金について、令和5年度は時給1,600円。社会人指導者の謝金は、2日から4日で4時間以上の実施に対して5,000円、5日以上は8,800円とする。令和6年度以降は、支援に対する国の動向を注視しながら決定していく。

第5章 大会の在り方

1 令和5年度の状況

部活動が地域クラブ活動へ移行することに伴い、日本中学校体育連盟（中体連）は、令和5年度からの全国中学校体育大会（全中）において、地域のスポーツ団体の参加を全競技で認めたため、地域クラブ活動の参加が可能である。

※サッカーはクラブユース連盟に所属するチームは参加できないなど、競技ごとに参加条件の詳細が異なる。

上記のことを受け、県、地区、市中学校体育連盟（中体連）についても、同様に地域スポーツ団体等の大会参加が可能になり、岐阜市中学校体育大会（中体連市大会）から地域クラブの出場が認められた。

第6章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

1 会費について

地域クラブ活動に参加するためには、保険料等を含め従来の部活動から追加で平均 17,581 円／年の費用が発生するという調査結果があり（野村総合研究所 NRI 調べ）、地域移行後に保護者が負担することになる。なお、経済的な支援を必要とする家庭に対しては、何らかの支援を考える必要がある。

2 保険について

地域クラブ活動中の怪我、事故、損害賠償等に備えスポーツ安全保険（年間掛金 800 円）に加入しなければならない。

※地域クラブ活動は、学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外である。そのため個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定する。

第7章 地域移行が進められている間の学校部活動及び地域クラブ活動等の在り方

1 活動できる日数や時間

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）を基に策定された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（岐阜県教育委員会）に沿って岐阜市の地域クラブ活動も実施する。抜粋は以下のとおりである。

<休日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、クラブ員が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

第8章 休日の部活動の地域移行の達成時期の目途について

喫緊の課題としては、適切な指導者の確保と地域クラブ活動の立ち上げに対する地域の理解を得ることにある。活動地区の統合による合同地区設置への地域の方の理解や、中心となって運営する人及び団体の確保、地域の方々の活動への協力無くしては成り立たない。

以上のことを踏まえて、学校は施設や用具・備品、事務手続き等、協力体制を構築し、部活動地域移行推進係は、地域や民間団体への説明等を進め、令和8年度からは地域クラブ活動として「岐阜市が目指すべき姿」を段階的に運用していくことができるように進める。

終わりに

近年、少子化による生徒数減少の影響を大きく受け、また、学校毎の生徒数の規模を簡単には増やすことができない公立中学校等では、部員が集まらないことにより、大会への出場だけでなく日頃の練習すらままならない状況が見られる。

よって、部活動改革は学校教育にとって喫緊の大きな課題である。まずは、休日の部活動について、できるところから段階的に地域移行していくことを基本として、地域の実情に応じた改革を推進しなければならない。移行の在り方や方法については、様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。

岐阜市においては、「こどもファースト」を掲げて施策を推進しており、休日の部活動を地域に移行し、地域クラブとしての活動となってもこれまでの部活動の意義を引き継いでいきたい。